

令和8年度
福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（福祉型強化）
交付対象事業所 公募要領

【問い合わせ先】

福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課

TEL：092-711-4249

FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

令和8年9月改訂版

福岡市

1 補助の目的

医療的ケアを必要とする障がい児者が全国的に増加するなか、地域生活を支える短期入所事業所における医療的ケアへの対応が求められています。本市における福祉型強化短期入所事業所は11事業所であり、偏在している状況です。

このことから、市内の福祉型強化短期入所事業所空白地域である東区北部、博多区、中央区、城南区、西区西部に福祉型強化短期入所事業所の開設促進を図るとともに、医療的ケアを必要とする障がい児者の家族等の介護負担を軽減することを目的としています。

なお、本要領における「福祉型強化短期入所事業所空白地域」とは、下記9及び別表に定める小学校区を指すものとします。

2 補助対象団体の要件

補助金の交付を受けることができる団体は、以下のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条の規定に基づき、別表に示す福岡市における福祉型強化短期入所空白地域において、市長から短期入所に係る指定を受け、福祉型強化短期入所サービス費の算定要件を満たす事業所を運営する事業者、または応募時点において指定を受けていない場合であっても、関係法令等に照らし、本市が指定を受ける見込みがあると判断する福祉型強化短期入所サービス費の算定要件を満たす事業所を運営する予定の事業者であること。
- (2) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。
- (3) 法第36条第3項に規定する欠格事由に該当していないこと。

3 市税に係る徴収金を滞納していないことの確認

福岡市重度障がい者受入促進事業（福祉型強化）補助金交付要綱第4条第2号の規定に基づき、税務担当課に、市税等の課税状況及び納付状況についての照会を行います。

「市税の滞納がないことの確認するための同意書」を提出してください。

4 暴力団の排除

福岡市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。

応募書類として提出される「役員名簿」に、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日を記載してください。

※役員名簿に記載された個人情報については、県警への照会にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

5 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、福岡市が指定する地域において、新たに医療的ケア児者の受入れを行う福祉型強化短期入所です。なお、本市から本補助金とは別の重度障がい者の受入促進に関する補助金（福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業補助金等）を受けて実施する事業は補助対象外とします。

6 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、看護職員の配置に係る雇用費とします。

7 補助金対象期間

補助金の対象となる期間は、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）のうち、補助対象経費を必要とする月とします。

8 補助金の額

補助金の額は、1つの福祉型強化短期入所事業所（以下「補助対象事業所」という。）につき、令和8年度の1年間で400万円を限度額とします。

ただし、補助対象経費を必要とする期間が1年間に満たない場合は、補助限度額を12で除し、年度内の残月数で乗じて算出した額を上限とし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。

なお、福祉型強化短期入所事業所が受け取る障がい福祉サービス費には、看護職員の人件費相当が含まれていることを踏まえ、**補助事業の円滑な実施及び福祉型強化短期入所事業所の安定的な運営に支障が生じない範囲で**、補助金の額を確定する際に、サービス提供日数に一定の算定日額を乗じた額を減じることを基本とします。

この場合における減額の算定に用いる日額及び算定方法については、**福岡市重度障がい者受入促進事業補助金交付要綱（福祉型強化）**が定める基準に基づき行うものとします。

9 補助の対象となる福祉型強化短期入所事業所空白地域

補助の対象となる地域は、別表に掲げる小学校区とし、上記1において示す区分（東区北部、西区西部等）は、当該小学校区を総称した表現とします。

10 応募受付

（1）応募期間

令和8年6月9日（火）から令和9年1月8日（金）午後4時まで（必着）

(2) 応募方法

所定の応募書類を、福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課（〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1、E-mail: syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp）に郵送、持参又は電子メール（※）で提出してください（提出は1部で可）。なお、書類は返却いたしません。

※ 電子メールによる場合は、未受領防止のため、提出した旨を電話で連絡してください。

(3) 応募書類

各様式は、福岡市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/shisei/juudosityougaisyaukeiresokushin.html>)

ア 福岡市重度障がい者受入促進事業補助金（福祉型強化）交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書及び収支計画書（様式第2号）

ウ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

エ 看護職員資格を証する書類の写し

オ 法人定款等の写し

カ 役員名簿

キ 市税の滞納がないことを確認するための同意書

11 審査

(1) 審査方法

福岡市において審査員が、提出書類に基づき審査を行います。

(2) 審査基準

ア 福祉型強化短期入所の開設地域は、補助の対象地域となっているか。

イ 医療的ケア児者の1日あたりの対応人数はどれくらいか。

受け入れ可能な医療的ケア及び受け入れできない医療的ケア行為はなにか。

ウ 家族が安心して預けられるための工夫がなされているか。

例) 送迎範囲や送迎時の体制（運転手のみ、看護職員同乗など）

家族が安心できる体制（寝かせたままにさせない工夫など）

医療的ケア児者を受け入れる人員体制

エ 事業計画や収支計画について、実現が可能か。

(3) 令和8年10月以降は、2事業所（2地域）を選定する予定です。なお、同一の対象地域において複数の応募があった場合であっても、原則として選定は1事業所までとします。

(4) 審査内容については、公表しません。

12 スケジュール (予定)

令和8年6月9日(火) : 公募開始(同日公表)

8月31日(月) 午後4時 : 公募締め切り

9月上旬 : 審査

9月下旬 : 結果通知

(交付決定通知書または不交付決定通知書の送付)

10月以降 : 随時募集及び審査

※交付が決定した補助金は、原則、補助事業終了後、実績報告に基づき補助金額の確定を行った上で交付します。

※令和8年10月以降、博多区は募集していません。

13 実績報告について

当該年度の事業が完了したときは、速やかに下記書類をご提出ください。

各様式は、福岡市ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/shisei/juudosityougaisyaukairesokushin.html>)

- ① 補助事業実績報告書(福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱様式第5号)
- ② 事業報告書及び収支報告書(同要綱様式第6号)
- ③ 医療的ケア児者受入れ状況一覧(同要綱様式第7号)
- ④ その他市長が必要と認める書類

14 その他

- (1) この公募要領は、公募期間中に福岡市ホームページで公表するとともに、福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課で配布いたします。
- (2) 補助金交付決定を受けた団体は、福岡市補助金交付規則及び本事業の補助金交付要綱を遵守しなければなりません。
- (3) これらの規則や要綱に違反した場合、交付決定の取り消しや交付金の全部または一部の返還を命ずることがあります。
- (4) 福岡市ホームページに本事業の補助金交付要綱(福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(福祉型強化)交付要綱)を掲載しておりますので、交付決定後の事業着手に当たっては、交付要綱等を熟読し遵守事項に留意して事業に取り組んでください。

別表

区分	対象となる小学校区
福祉型強化 短期入所 空白地域	1) 福岡市東区 三苫、美和台、和白、和白東、香住丘、香椎、 香椎下原、香椎東 ~~2) 福岡市博多区（募集は終了しました） 月隈、東月隈、席田、板付、板付北、三筑、弥生、 那珂、那珂南~~ 3) 福岡市中央区 全12小校区 4) 福岡市城南区 全11小校区 5) 福岡市西区 北崎、今津、元岡、周船寺、西都北、玄洋、西都、 今宿

※小学校区の詳細は、下記より確認ください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/tsuugaku/ed/area/tsugaku.html>

福岡市立学校通学区域図については、「福岡市Webマップ」にて公開しています。

なお、「福岡市Webマップ」に掲載されている通学区域図については、住居表示が設定されても即時反映ができないなどがありますので、上記リンクの「福岡市立小・中学校の通学区域一覧」とあわせてご確認ください。

また、紙での閲覧を希望される場合は、福岡市立学校通学区域図（縮尺3万分の1）を作成していますので、市役所1階の情報プラザまでお越しください。なお、福岡市立学校通学区域図の市販は行っておりませんので、ご了承ください。